【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 |  |
| 2 | 対象税目 | ① | 政策評価の対象税目 |  |
| ② | 上記以外の税目 |  |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設・拡充・延長】　　　【単独・主管・共管】 |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 |
| 《要望の内容》 |
| 《関係条項》 |
| 5 | 担当部局 |  |
| 6 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期：　　　　　　　　　　　　　　　分析対象期間：　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 |  |
| 8 | 適用又は延長期間 |  |
| 9 | 必要性等 | ① | 政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 |
| 《政策目的の根拠》 |
| ② | 政策体系における政策目的の位置付け |  |
| ③ | 達成目標及びその実現による寄与 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 |
| 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 |
| 10 | 有効性等 | ① | 適用数 |  |
| ② | 適用額 |  |
| ③ | 減収額 |  |
| ④ | 効果 | 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 |
| ⑤ | 税収減を是認する理由等 |  |
| 11 | 相当性 | ① | 租税特別措置等によるべき妥当性等 |  |
| ② | 他の支援措置や義務付け等との役割分担 |  |
| ③ | 地方公共団体が協力する相当性 |  |
| 12 | 有識者の見解 |  |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |  |

＜記載要領＞

Ⅰ　租税特別措置等に係る政策の事前評価書

　　租税特別措置等について、新設、拡充又は延長の要望を行う際の事前評価を行う場合は、本様式により事前評価書を作成する。なお、各項目の記載に際しては、平成22年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「６つのテスト」）において、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（２桁台以下）等について、特に厳格に判断するとされていることに留意すること。

１　「政策評価の対象とした政策の名称」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の名称を記載する。

２①　「政策評価の対象税目」には、以下の内容を記載する。

　・　政策評価の対象とした税目ごとに、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第９条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第３条第７号及び第８号に定める政策評価の義務付け対象又は対象外の別

　・　当該租税特別措置等の要望について、財務省主税局に提出する税制改正要望事項一覧及び総務省自治税務局に提出する地方税制改正要望事項総括表の要望番号

　　　なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の税目についても記載する。

２②　「上記以外の税目」には、上記の「政策評価の対象税目」に記載した税目以外の当該租税特別措置等の対象税目を全て記載する。

３　「要望区分等の別」には、租税特別措置等の新設、拡充及び延長の別並びに単独、主管及び共管の別を記載する。

４　「内容」では、各項目について、以下に従い記載する。

　・　「現行制度の概要」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の現行の内容を簡潔に記載する。要素として、当該租税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）及び特例の内容（例：対象設備等の取得価額の○％の特別償却又は○％の税額控除など）を明らかにする。

　　なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。

　・　「要望の内容」には、当該租税特別措置等に係る要望の内容を簡潔に記載する（例：適用期限を○年間延長し、令和○年○月○日までとする。)。

　・　「関係条項」には、当該租税特別措置等に関係する租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、地方税法（昭和25年法律第226号）等の条項を記載する。

　　　なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。

５　「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する（例：○○省○〇局○〇課)。

６　「評価実施時期及び分析対象期間」には、政策評価を実施した時期及び分析の対象とした期間をできる限り具体的に記載する。

７　「創設年度及び改正経緯」には、拡充又は延長を要望する当該租税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯（改正年度及び改正内容）を簡潔に記載する。

　　なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。

８　「適用又は延長期間」には、当該租税特別措置等の適用期間又は延長期間を記載する。

９①　「政策目的及びその根拠」では、各項目について、以下に従い記載する。

　・　「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、当該租税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。

　・　「政策目的の根拠」には、上記の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令及び閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。

９②　「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記９①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。

　　当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。

９③　「達成目標及びその実現による寄与」では、各項目について、以下に従い記載する。

・　「租税特別措置等により達成しようとする目標」には、前記９①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、当該租税特別措置等によって達成しようとする目標を測定可能な指標を用いて、可能な限り定量的に記載する。なお、これらは、要望する当該租税特別措置等の適用期間の最終年度までに達成すべきものを記載する（恒久措置を要望する場合には事後評価の実施が見込まれる3年から5年後に達成すべきものを記載する。）。

　・　「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」には、前記９①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、当該租税特別措置等がない場合に比べ、上記の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。

10①　「適用数」には、当該租税特別措置等の適用数（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。

　　租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

　　算定根拠については、政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（平成22年５月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「情報公表ガイドライン」という。）にのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

　　また、拡充又は延長を要望しようとする場合は、適用数が僅少となっていないことを具体的に明らかにする。

10②　「適用額」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の適用額（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。

　　租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

　　算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

　　また、拡充又は延長を要望しようとする場合は、適用額が特定の者に偏っていないことを具体的に明らかにする。

10③　「減収額」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。

　　租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

　　なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の減収額についても記載する。

　　算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

10④　「効果」では、各項目について、以下に従い記載する。

・　「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」には、以下の内容を記載する。

 \*　前記９①に記載した「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、政策評価の対象とした租税特別措置等によってどのように達成されるか（されたか）について、可能な限り定量的に記載する。

　 \*　前記９③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に関して、当該租税特別措置等による達成目標の実現状況を前記９③に記載した測定指標によって可能な限り定量的に記載する。

 \*　拡充又は延長を要望しようとする場合、所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた当該租税特別措置等の達成目標（基本的には前記９③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」が該当））の達成状況を可能な限り定量的に記載する。

 また、所期の目標を変更する場合には、所期の目標の達成状況とともに、新たな達成目標へ変更する理由について具体的に記載する。

・　「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」には、上記に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現状況から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた当該租税特別措置等による直接的な効果（当該租税特別措置等がない場合と比べ、それがあることにより得られる効果）を記載する。

　　　その際、租税特別措置等の新設を要望しようとする場合の効果は推計によることとなり、拡充又は延長を要望しようとする場合には、推計に加え、過去の実績を把握することとなる。

　　　租税特別措置等が新設されない場合、拡充又は延長されない場合に予想される状況についても具体的に記載する。

10⑤　「税収減を是認する理由等」には、上記10①から10④までの「有効性等」における記載内容を踏まえ、政策評価の対象とした租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が認められると考える理由を記載する。

　　その際、上記10④の「効果」に記載した当該租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り地域ごとの効果の発現状況を把握し、これらの状況についても記載するよう努める。

　　また、拡充又は延長を要望しようとする場合において、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を具体的に記載する。

11①　「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金等や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等を採ることが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。

11②　「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、補助金等や規制など、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合（そうした措置を要求又は要望している場合を含む。）に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。

11③　「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）が各地域で展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。

12　「有識者の見解」には、政策評価の対象とした租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。

13　「前回の事前評価又は事後評価の実施時期」には、租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合において、前回の事前評価又は事後評価を実施した時期を記載する。

また、これらの評価について、総務省行政評価局による点検が実施されている場合は、点検結果の番号を記載する。

なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 |  |
| 2 | 対象税目 | ① | 政策評価の対象税目 |  |
| ② | 上記以外の税目 |  |
| 3 | 内容 | 《制度の概要》 |
| 《関係条項》 |
| 4 | 担当部局 |  |
| 5 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期：　　　　　　　　　　　　　　　分析対象期間：　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 6 | 創設年度及び改正経緯 |  |
| 7 | 適用期間 |  |
| 8 | 必要性等 | ① | 政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 |
| 《政策目的の根拠》 |
| ② | 政策体系における政策目的の位置付け |  |
| ③ | 達成目標及びその実現による寄与 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 |
| 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 |
| 9 | 有効性等 | ① | 適用数 |  |
| ② | 適用額 |  |
| ③ | 減収額 |  |
| ④ | 効果 | 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 |
| ⑤ | 税収減を是認する理由等 |  |
| 10 | 相当性 | ① | 租税特別措置等によるべき妥当性等 |  |
| ② | 他の支援措置や義務付け等との役割分担 |  |
| ③ | 地方公共団体が協力する相当性 |  |
| 11 | 有識者の見解 |  |
| 12 | 評価結果の反映の方向性 |  |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |  |

＜記載要領＞

Ⅱ　租税特別措置等に係る政策の事後評価書

　租税特別措置等に係る政策について、事後評価を行う場合は、本様式により事後評価書を作成する。なお、各項目の記載に際しては、平成22年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「６つのテスト」）において、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（２桁台以下）等について、特に厳格に判断するとされていることに留意すること。

１　「政策評価の対象とした政策の名称」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の名称を記載する。

２①　「政策評価の対象税目」には、政策評価の対象とした税目ごとに、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）Ⅰ５カに定める政策評価の義務付け対象又は対象外の別を記載する。

　　なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の税目についても記載する。

２②　「上記以外の税目」には、上記の「政策評価の対象税目」に記載した税目以外の当該租税特別措置等の対象税目を全て記載する。

３　「内容」では、各項目について、以下に従い記載する。

　・　「制度の概要」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の内容を簡潔に記載する。要素として、当該租税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）及び特例の内容（例：対象設備等の取得価額の○％の特別償却又は○％の税額控除など）を明らかにする。

　・　「関係条項」には、当該租税特別措置等に関係する租税特別措置法、地方税法等の条項を記載する。

４　「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する（例：○〇省○〇局○〇課）。

５　「評価実施時期及び分析対象期間」には、政策評価を実施した時期及び分析の対象とした期間をできる限り具体的に記載する。

６　「創設年度及び改正経緯」には、当該租税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯（改正年度及び改正内容）を簡潔に記載する。

７　「適用期間」には、当該租税特別措置等の適用期間を記載する。

８①　「政策目的及びその根拠」では、各項目について、以下に従い記載する。

　・　「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、当該租税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。

　・　「政策目的の根拠」には、上記の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令及び閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。

８②　「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記８①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。

　　当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。

８③　「達成目標及びその実現による寄与」では、各項目について、以下に従い記載する。

　・　「租税特別措置等により達成しようとする目標」には、前記８①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、当該租税特別措置等によって達成しようとする目標を測定可能な指標を用いて、可能な限り定量的に記載する。

　・　「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」には、前記８①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、当該租税特別措置等がない場合に比べ、上記の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。

９①　「適用数」には、当該租税特別措置等の適用数（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

　　算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

また、適用数が僅少となっていないことを具体的に明らかにする。

９②　「適用額」には、当該租税特別措置等の適用額（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

　　算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

また、適用額が特定の者に偏っていないことを具体的に明らかにする。

９③　「減収額」には、当該租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

　　なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の減収額についても記載する。

　　算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

９④　「効果」では、各項目について、以下に従い記載する。

　・　「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」には、以下の内容を記載する。

　　 \*　前記８①に記載した「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、当該租税特別措置等によってどのように達成されたかについて、可能な限り定量的に記載する。

　　 \*　前記８③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に関して、当該租税特別措置等による達成目標の実現状況を前記８③に記載した測定指標によって可能な限り定量的に記載する。

　 \*　所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた当該租税特別措置等の達成目標（基本的には前記８③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」が該当））が既に達成されていないかを記載する。

　　　　また、所期の目標を変更する場合には、所期の目標の達成状況とともに、新たな達成目標へ変更する理由について具体的に記載する。

　・　「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」には、上記に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現状況から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた当該租税特別措置等による直接的な効果（当該租税特別措置等がない場合と比べ、それがあることにより得られる効果）を記載する。

９⑤　「税収減を是認する理由等」には、上記９①から９④までの「有効性等」における記載内容を踏まえ、当該租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が認められると考える理由を記載する。

　　その際、上記９④の「効果」に記載した当該租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り地域ごとの効果の発現状況を把握し、これらの状況についても記載するよう努める。

　　また、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を具体的に記載する。

10①　「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金等や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等を採ることが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。

10②　「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、補助金等や規制など、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合（そうした措置を要求又は要望している場合を含む。）に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。

10③　「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）が各地域で展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。

11　「有識者の見解」には、政策評価の対象とした租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。

12　「評価結果の反映の方向性」には、事後評価の結果を、評価の対象とした当該租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかを具体的に記載する。

13　「前回の事前評価又は事後評価の実施時期」には、当該租税特別措置等に係る政策について実施した前回の事前評価又は事後評価の時期を記載する。

また、これらの評価について、総務省行政評価局による点検が実施されている場合は、点検結果の番号を記載する。